

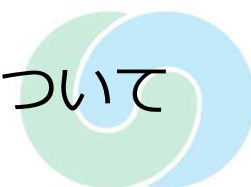
# つくば市記者会 御中

発信日：令和3年（2021年）10月29日（金）

発信元：つくば市 こども部 こども育成課

取材依頼 周知依頼 募集告知 その他

## 会計年度任用職員への通勤手当の過払いについて



公営児童クラブに勤務している会計年度任用職員のうち、通勤手当を支払う必要のない職員に通勤手当を支払っていたことが判明しました。

【事実確認日】 令和3年10月26日（火）

【対象者】 会計年度任用職員 計12名（令和2年度：11名 令和3年度：12名）

【対象期間】 令和2年4月から令和3年9月まで

【経緯】

11月から新たに任用する会計年度任用職員の任用準備を進める中で、担当職員が通勤手当の支給額について条例と現在の支給状況を確認したところ、本来は支給要件に該当しない片道2キロメートル未満の職員に通勤手当を支給していることがわかった。過去に遡り支給状況を調べたところ、通勤手当の支給要件に該当しない（片道2キロメートル未満）職員12名に対して、片道2キロメートル以上5キロメートル未満で支給する通勤手当（日額215円）を支払っていたことが判明した。

【過払い金額】

合計 554,055円（令和2年度 357,115円、令和3年度 196,940円）

【今後の対応】

対象となる会計年度任用職員に個別訪問し、謝罪と状況説明を行い、過払いした通勤手当の返金を求める。また市内の児童クラブ及び児童館に対し、現在任用している職員の通勤手当の支給について誤りがないか調査を実施する。

【再発防止策】

市内の児童クラブ及び児童館に対し、通勤手当に関する条例等を再確認するとともに、算出の際には複数の職員でチェックするよう指導する。